

単身赴任者の統計的観察

山 本 千鶴子

1. はじめに

わが国には、古くは村から村を渡り歩いて仕事をしていた技術者集団や杜氏、薬売り¹⁾、海外移民等の出稼ぎや行商の伝統がある。また、高度経済成長期においては、農村から都会への出稼ぎが顕著に見られた。最近、社会的関心を集めている単身赴任者は“現代版出稼ぎ”である²⁾ということもできよう。ともあれ、単身赴任については色々な面から論じられているのが現状である。本稿では、単身赴任者に関する統計に基づいて一般的動向を観察し、併せてその問題点を指摘するにとどめたい。

2. 単身赴任者出現の背景

ここでは、「単身赴任者とは、雇用者で、転勤命令または諸般の事情により、地域移動をし、本拠世帯と世帯分離して単身で居住している有配偶者」であるということにする。この定義には、当然、海外単身赴任者や女子の単身赴任者も含まれることになる。海外単身赴任者の調査は大塩・岡本の調査³⁾があり、また、女子の単身赴任者については、調査によっては対象としているものもあるが、小数列のため、集計の段階で省いている場合が多い。本稿では、既存の調査結果からデータを得ているため、ここで取り扱う単身赴任者は、国内で単身赴任している男子ということになる。

最初に、単身赴任者の出現する背景についてふれることにしたい。松岡英子は単身赴任出現の背景について、(1)産業都市化に伴う社会的移動の活発化、地域移動の激化、(2)企業組織の巨大化による営業所や支店の増設および我が国の終身雇用制、(3)家族の多様性をあげている⁴⁾。このような状況の中で、単身赴任者は企業側の要因と、後に述べる家庭の側の事情との絡みの中から出現していると考えられる。

まず、企業側の要因について若干説明すれば、次のような状況があると考えられる。我が国では、終身雇用制・年功序列賃金制を原則としている企業が多く、転職した場合、現在の地位や収入が、そのまま保障されることは比較的少なく、転勤命令が出されたら受けざるを得ないという状況がある。また、「男は仕事、女は家庭」という性別分業体制が貫徹されているため、転勤に際しては、企業の側は家庭の都合よりも会社の都合を優先し、また、雇用者側も「会社に勤めていれば、転勤や移動は当然である」と考えている者が多い。さらに、企業はオイル・ショック以降、低成長時代の雇用調整

1) 柳田国男は、漂泊者を第一は信仰の伝播者、第二は技術者集団、第三は芸能者集団、第四は山人、第五は旅人、第六は職業としての一時漂泊、職業を求めての一時漂泊者(行商、出稼ぎ)、第七はカミガミの七つのカテゴリーに分類している(鶴見和子、『漂泊と定住と』、1977年6月、筑摩書房、pp. 206-211)。ここでは第二および第六のカテゴリーを出稼ぎや行商としてとらえた。

2) 工藤秀幸・久谷與四郎他、『単身赴任をどうとらえるか』、1984年12月、日本生産性本部、p.1.

3) 付表 単身赴任に関する調査の概要のAD参照。

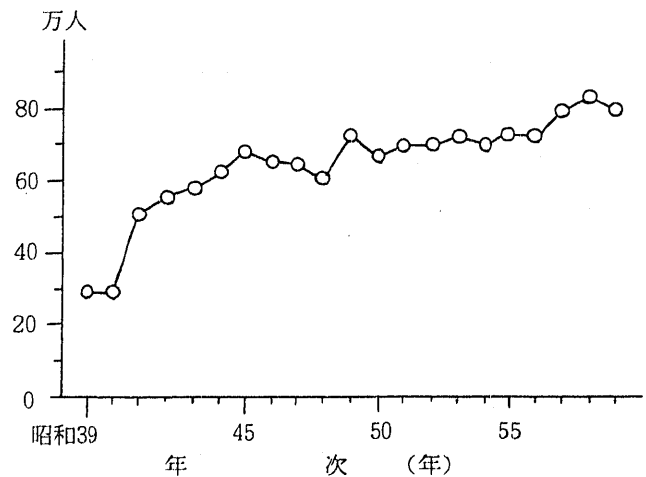
4) 松岡英子、「単身赴任に関する一考察」、日本家政学会家族関係学会会報『家族関係学』、No.3、1984年3月、p.35.

を行う場合、第一に新規採用者の抑制を計り、次いで、企業内の配置転換の促進をあげる場合が多く、その結果、最近では転職の増加が見られる(図1)。

次に、家庭の側から単身赴任の理由をみると、表1のように、第1位子供の教育・進学、第2位家の維持・管理、第3位家族の同居・病気、第4位妻の仕事となっている。家庭の側からはこのような動けない理由があり、その一方で転職の増加が見られる現在、終身雇用のもとでは、転職命令が出されると、単身赴任を選択するケースが多くなってきているのではなかろうか。

先程述べた理由から、単身赴任者は中高年サラリーマンがその主体をなしているということが推察出来る。そこで、次に単身赴任者に関する統計数字を示して、その一般的動向を観察してみたい。

図1 年次別配転者数



出所：『雇用動向調査』各年版

表1 単身赴任の理由別割合¹⁾

(%)

調査の種類 ²⁾	子供の教育・進学	家の維持・管理	家族の病気・世話	妻の仕事・共働き	赴任先に適当な住居がない	その他
B ³⁾	77.6	27.6	9.1	—	—	13.0
D ³⁾	54.4	50.4	7.4	—	—	—
E ³⁾	41.3	—	4.1	—	9.9	—
H	27.3	44.6	10.1	8.6	—	—
I ³⁾	75.3	43.3	26.8	7.8	—	—
J	77	53	22	—	—	—
M ³⁾	95.3	49.0	28.2 ⁴⁾	9.4	2.7	—
N ³⁾	68.6	42.9	17.4	14.3	—	12.0
O ³⁾	59.4	53.5	28.7	25.1	—	14.8
P ³⁾	46.6	39.7	10.6 ⁴⁾	2.3	0.8	—
S ³⁾	71.8	45.6	9.7	8.7	—	18.4
V ³⁾	61.2	49.0	8.9	—	—	—
Y ³⁾	94.2	46.9	34.8	7.9	1.2	3.3
AA ³⁾	93.8	45.4	25.4	7.7	3.1	1.5
AD	72.8	49.5	20.8	15.5	—	10.1

- 1) 単身赴任の理由別割合とは、各調査毎の単身赴任者数に対する理由別割合。
- 2) 調査の種類はP.P.〇〇～〇〇の付表 単身赴任に関する調査の概要を参照 (以下の図・表においても同様)。
- 3) 複数回答のため100%を超える。
- 4) 親の転居の困難性及び家族の病気・出産の合計値。

3. 単身赴任者の基本的属性

転勤命令が出されて、単身赴任を選択した人の数はどの位なのであろうか。労働省の試算によると1年間に13万5千人から15万人の単身赴任者が発生するという。そしてその結果、単身赴任者の数は全国で20万とも40万とも言われているけれども、確定的な数字はないといっている。そこで、全国レベルの統計から単身赴任者とおぼしき者の数がかめないかと考えて、国勢調査、厚生行政基礎調査や全国消費実態調査からおおよそ20万から50万人という数字を得た⁵⁾。

次に有配偶転勤者のうちで単身赴任を選択した者の割合である単身赴任率をみると約20%、すなわち、5人に1人の割合で単身赴任を選択したことになる。これを年齢別にみると、50歳代が一番高く、40歳代がこれに続いている(表2)。

単身赴任者の年齢別構成を見ると、40歳代の割合が一番高く、次いで50歳代(表3)となっており、職場内の地位は、一般職に比べて役職者が多く、そのなかでも特に課長クラスが多いという状況が見られる。

さらに、単身赴任者の赴任期間についてみると、単身赴任者だからという理由で特別に期間を決めている企業はほとんどなく、単身赴任も家族一緒の帯同赴任も同一の赴任期間と考えられているのではないということがうかがえる。そこで平均赴任期間をみると4.5年となっており、最近少し延長傾向がみられる。

そして、転勤回数をみると、平均は5.8回となっており、これは勤続年数や年齢に比例していることがわかる。このうち単身赴任の回数は図2に示したとうりであり、その平均は2.1回である。

以上の事から、数の上では50歳代に比べて40歳代が多いけれども、単身赴任を選択した割合は50歳代が一番高く、役職別には課長クラスが多いという事ができる。赴任期間が比較的短期間であるということから単身赴任を選択する傾向があるが、場合によっては何回も単身赴任を選択せざるを得ないということがいえよう。

このような一般的動向を念頭におき、次に単身赴任者の抱えてい

表2 年齢別単身赴任率¹⁾ (%)

調査の種類 年齢	Y	Z	A C
30歳以下	8.9	—	2.4
30～34	6.0	} 8.1	4.1
35～39	12.1		8.9
40～44	21.3	} 32.1	24.0
45～49	33.3		44.5
50歳以上	43.8	35.6 ²⁾	37.2
計	18.5	19.6	25.7

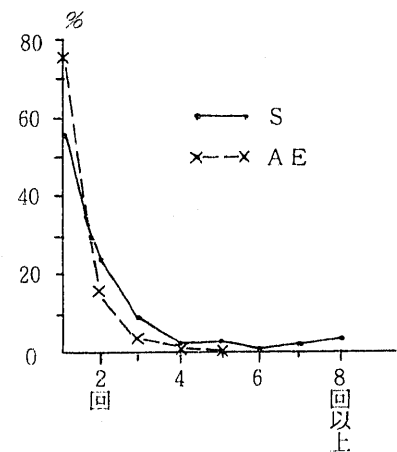
- 1) 年齢別単身赴任率とは、ある年齢における一定期間内の有配偶転勤者に対する単身赴任者の割合。
- 2) 50～59歳の単身赴任率。

表3 単身赴任者の年齢別構成割合¹⁾ (%)

調査の種類 年代	U	A C	A D	A G
30歳代	7.0	6.9	11.1 ³⁾	14.5
40 "	68.0	32.9	62.0	51.6
50 "	25.0	59.7 ¹⁾	26.8 ²⁾	30.6 ¹⁾

- 1) 各調査の単身赴任者総数に対する年代別単身赴任者の割合。
- 2) 50歳以上。
- 3) 20歳代～30歳代。

図2 単身赴任の回数別割合¹⁾



出所：S, A E

- 1) 各調査における単身赴任者数に対する単身赴任回数別単身赴任者の割合。

5) 濱英彦は、「このような年齢層(男子有配偶「単身世帯」の40～59歳：筆者注)に有配偶単身世帯のピークが来ることは、その大きな部分が、単身赴任であることを示唆するが、現実の大きさを確認することはできない。」と述べている。濱英彦、「単身世帯の意義と動向」, 日本住宅協会, 『住宅』, 7, Vol.34, 1985年, pp. 6～7.

る問題点を(1)単身赴任後の経済上の困難性、(2)夫の単身赴任後の家族の変化、(3)単身赴任者本人の問題点の三つに分けて検討することにした。

4. 単身赴任者の抱えている問題点

(1) 単身赴任後の経済上の困難性

単身赴任者の年間所得をみると、比較的高収入の層が多く、年収500万円以上が約8割、1000万円以上の世帯が約1割ある⁶⁾。

そして、既に述べた単身赴任の理由からも明らかのように、単身赴任者の家族は自宅に住んでいる割合が高く、したがって、住宅ローンのある世帯の割合も高くなっている。住宅ローンの月収に占める割合は10%以下が約1/4、10%台が1/2、20%以上が約1/4強ある(表4)。以上のように単身赴任者の平均世帯収入は、一般の世帯より多いということがいえるけれども、住宅ローンを抱え、二世帯に分離した結果余分な出費がかさみ、単身赴任後の家計の状況は多くの世帯が苦しくなったことを訴えている(表5)。

やりくりや、妻のパート就労により家計の赤字を補填している。一方、単身赴任者の生活費は半数近くが10万円以下であり、その困窮具合がうかがわれる(表6)。しかし、企業によっては単身赴任に対する援助制度が確立され、10万円以下でもかなり快適な生活が可能なので注意を要する

表4 月収に占める住宅ローンの割合別分布¹⁾ (%)

月収に占める住宅ローンの割合	1～9%	10～19	20～29	30%以上
住宅ローン返済中の単身赴任家庭の割合	25.0	46.9	23.4	4.7

出所：S

1) 分母は住宅ローン返済中の単身赴任家庭数。

表5 単身赴任後の家計の状況¹⁾ (%)

調査の種類	大赤字	単身赴任は家計に負担	苦しなくなった	変らない
D	—	84.4	—	—
H	—	—	68.0	26.0
I	18.7	—	53.0	21.3
N	—	74.6	—	—
O	—	83.5 ²⁾	—	—
V	—	84.7	—	—
S	7.2	—	48.5	48.3

1) 分母は各調査毎の単身赴任者数。

2) 経済的負担が大きい。

表6 単身赴任者の1か月の生活費別分布¹⁾ (%)

調査の種類	4万円以下	5～9万	10～14万	15～19万	20～24万	25～29万	30万円以上	解答なし
S	9.7	35.0	35.9	8.7	3.9	1.9	2.9	1.9
U	6万円以下	6～8万	8～10万	10～12万	12～15万	15～20万	20万円以上	
	5.0	14.0	30.0	24.0	20.0	6.0	1.0	

1) 分母は各調査の単身赴任者数。

上記以外にE、Iの調査がある。

6) 総務庁統計局、『全国消費実態調査』、昭和59年。

が、それはごく少数の単身赴任者ではなかろうか。

また、家族と別居しているので妻や子供とのコミュニケーションを密接にするために、電話連絡や夫の一時帰省、あるいは妻が夫の単身赴任地を訪問する等の方法がとられている。そのため、電話代や交通費の出費⁷⁾がかさみ、更に経済的困難性は増してきているといっても過言ではない。

このような状況があるため、別居手当や単身赴任手当を支給する企業は年々増えてきているが、しかし、その額は最近増加してきているとはいえ、いまだに2～3万円と少なく、単身赴任に伴う出費増をまかなうことは到底できない。

単身赴任家庭は、以上のような経済上の困難を抱えているが、残された家族はどのような状況となっているのであろうか。次にこの点について述べてみたい。

(2) 夫の単身赴任後の家族の変化

夫の単身赴任後、妻が行っていた夫の世話は減るが、既に述べたように家計のやりくりやパート就労による精神的・肉体的な妻の負担は増加している事がうかがわれる。

その上、子供のしつけには多くの場合妻があたり(表7)、時によっては父親の役割も果さなければならず、家庭内の決定権は、夫の単身赴任後も夫婦で決定する世帯が依然として多いが、夫から妻に委ねられる割合が増えてきている(表8)。

表7 夫単身赴任前および単身赴任後の子供のしつけ者別割合¹⁾ (%)

しつけ者 時期	夫婦で	妻のみ	夫のみ	大きな問題のみ相談	解答なし
夫単身赴任前	42.6	9.6	2.1	41.5	4.3
夫単身赴任後	22.3 ²⁾	33.0 ³⁾	—	44.7	—

出 所：S

1) 分母は単身赴任家庭数。

2) なるべく夫に相談。

3) ほとんど妻。

また、夫の単身赴任後の配偶者間の変化についてみる。夫も妻も変化なしの割合が過半数を占めており、プラスへの変化が25から30%、マイナスへの変化が10%台となっている。マイナスの変化の中で、心のずれを感じた割合は夫より妻の方が高く、約2倍となっているが、亀裂が入りそうになった割合は2%と少ない。しかし、調査によっては10%台を示している場合もある⁸⁾。

表8 夫単身赴任前と単身赴任後別家庭内の決定権の所有者別割合¹⁾ (%)

決定権の所有者 時期	夫	妻	両者	解答なし
夫単身赴任前	52.6	7.2	40.2	—
夫単身赴任後	33.0	21.6	43.3	2.1

出 所：S

1) 分母は単身赴任家庭数。

次に、子供の変化はどのような点に現れているのであろうか。既に父親欠損による子供への影響はいろいろな分野で指摘されている。ここでは、夫の単身赴任によって、父親が不在であるにもかかわらず、子供には変化が見られないという点についてふれてみたい。

図3によると、6割の子供は変化なしと答えている。変化を示した者の中には、のびのびしたと回答している子供さえみられる。このことについて奥山千穂は「これは、やはり赴任前の父の存在が薄ければ、赴任後の父が身近に居なくとも何の障害もなく、それどころか父親という重しのとれた状態

7) 一時帰省の往復旅費の支給は、最近増えてきているが、半数に達するかどうかという状況である。最近は出張等で配慮する企業が増えている。

8) 付表 単身赴任に関する調査の概要のJ参照。

を快く思っているようだ。」と述べている。

以上のように、夫の単身赴任後、妻の側では経済上の困難の一部補填のためのパート就労及び家庭内における父親役割の代替機能を勤めるといふ新たな変化がみられる。そして、配偶者間の関係では変化なしが多く、次いでプラスの変化を示す者が多いという事ができる。夫の単身赴任後の家庭は、いまにも崩壊するような指摘がなされる場合が多く見られるけれども、単身赴任家庭イコール問題家庭ではないということを目指しておきたい。また、単身赴任による父親不在が子供に変化を及ぼしていないという事が、夫の単身赴任前、すなわち子供と同居している時の父親の存在の希薄さを逆に照らし出しているという事ではなからうか。多くの雇用者家庭では長時間労働および遠距離通勤のため、「父親不在」が普通の状況となっている現在、単身赴任家庭の問題が人々の関心を集める所以は、本来夫婦で行うべき子育てやしつけが「父親不在」の故に母親のみにまかされ、そのことによってひき起こされている子供の成長の歪みという点にあるのではなからうか。

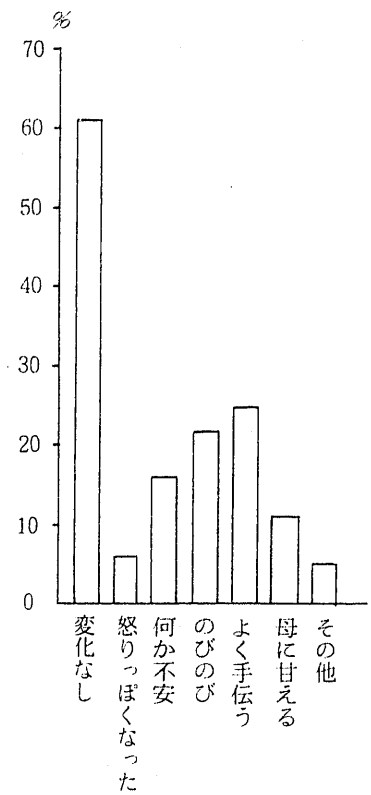
一方、単身赴任していった夫は家庭内の事に煩わされることなく、何も問題はないと言えるのであろうか。次に、単身赴任者本人の問題点を試みる事にする。

(3) 単身赴任者本人の問題点

単身赴任者の精神的肉体的変化については、変化なしの者が半数いるけれども、体調を崩しやすく、寝つきが悪く、疲れが翌日まで残るといふマイナスの変化を示す者が多い(表9)。

また、単身赴任で煩しい事は、第1位食事、第2位洗濯、第3位掃除となっている(表10)。一番煩わしいとされている食事は、隋い付きが多いが、自炊している者もこれに次いで多い。洗濯は半数以上の割合で自分が行い、帰宅時に汚れ物を持ち帰る人もいる。掃除は適当にやる人が6割で、中にはこまめにやる人もいる。

図3 父単身赴任後の子供の变化¹⁾



1) 子供が自分自身の変化について解答したもの(複数解答)。分母は子供の数。
出所：S

表9 単身赴任後の精神的肉体的変化別割合¹⁾

調査の種類	イライラする	疲れが翌日まで残る	寝つきが悪くなった	心が落つく	毎日が楽しい	体調を崩しやすい	大病をした	変化なし	その他
D	-	-	28.8	-	-	23.8	-	-	-
N	22.3	25.1	17.1	-	-	-	-	-	-
S ²⁾	16.5	27.2	18.4	2.9	1.0	23.3	1.0	48.5	1.9
V	14.7	-	27.2	-	-	22.1	-	-	-

1) 分母は各調査毎の単身赴任者数。

2) 複数回答。

表10 単身赴任でわずらわしいことの割合¹⁾

(%)

調査の種類	食 事	洗 濯	掃 除	日常の買物	家の管理	セックス
B	43.7	36.6	22.8	-	4.3	-
D ²⁾	52.4	43.4	45.6	41.2	-	44.4
E ³⁾	52.9	46.3	31.4	-	-	24.8
H	45.0	12.0	10.0	-	-	-
V ²⁾	56.1	41.0	44.2	37.6	-	-

- 1) 分母は各調査毎の単身赴任者数。
- 2) 各項目ごとに「はい」、「いいえ」で答えさせている。
- 3) 一番困っていることを3つ書かせている。

つぎに、単身赴任のメリットについては、メリットはないという人も多いが、自分の時間を持てたという点をあげる者が多く見られる。この事は、家族と同居の時は、帰宅が遅く、自宅に寝に帰るだけという事の裏返しではなかろうか。単身赴任しなければ、自分の時間が持てないとは、何ともおかしな話である。

単身赴任についての意識をみると、単身赴任は苦痛であると感じている者が多く、できるだけ避けるべきであるが、仕事のためならやむをえないという矛盾した結果がでている(表11)。

表11 単身赴任についての意識別割合¹⁾

(%)

調査の種類	大 変 苦 痛	少 し 苦 痛	あ ま り 苦 痛 で ない	全 然 苦 痛 で ない
A D	22.2	52.5	20.3	3.9
	体 験 上 で き れ ば 単 身 赴 任 は さ け る べ き		仕 事 の た め なら 単 身 赴 任 も や む を え ない	
D ²⁾	80.3		90.0	
H	46.0		47.0	
V ²⁾	83.6		87.7	

- 1) 分母は各調査毎の単身赴任者数。
- 2) それぞれの項目について、はい、いいえで答えさせている。

5. おわりに

以上の考察を通じて、単身赴任家庭の経済的困難性、家族の変化や単身赴任をしている本人の問題等を見てきた。それらの中で特に指摘しなければならない点は、父親の単身赴任後、子供に変化がみられないという事である。このことは、父親が同居しているにもかかわらず、「父親不在」が一般化し、子供のしつけが母親の手に委ねられ、父親は子育てに関わる機会が非常に少なくなり、そのことによる子供の成長の歪みをひき起し、父親の存在そのものが問われかねない状況になっている事ではないかと考える。

今後も、単身赴任が増えるという見通しが言われている現在、この点に充分考慮する必要性を痛感した。

付表 単身赴任に関する調査の概要

記号	1. 調査名 2. 調査時期 3. 実施機関(者)	報告書名
A	1. 国内・海外旅費総合調査 2. 昭和47年3月31日現在 3. 財団法人労務行政研究所	財団法人労務行政研究所, 「国内出張・転勤旅費の支給水準と運用状況」, 『労政時報』, 第2127号, 昭和47年5月12日
B	1. 単身赴任の実態を探る 2. 昭和55年11月5日時点でアンケート用紙を発送とあり. 3. 日経マグローヒル社	日経マグローヒル社, 「調査・単身赴任者の実態を探る」, 『日経ビジネス』, 昭和55年12月29日号, pp. 106 ~ 112
C	1. 国内出張・転勤および海外出張旅費実態調査 2. 昭和56年5月6日～6月16日 3. 財団法人労務行政研究所	財団法人労務行政研究所, 「転勤をめぐる各種手当と取り扱いの実態」, 『労政時報』, 第2562号, 昭和56年8月7日
D	1. 単身赴任実態調査(中間報告) 2. 明記なし 3. 財団法人日本生産性本部メンタル・ヘルス研究室	日本生産性本部メンタル・ヘルス研究室, 『単身赴任者実態調査(中間報告)資料』, 昭和56年5月28日
E	1. 単身赴任サラリーマンの生活と意見 2. 昭和56年6月 3. 株式会社レイク	株式会社レイク, 『単身赴任サラリーマンの生活と意見』, 昭和56年7月
F	1. 雇用動向調査(昭和56年上期) 2. 昭和56年7月1日～31日 3. 労働省	労働省, 『昭和56年上期における雇用労働力の移動状況について』, 昭和56年12月20日, p.11, 第21表
G	1. 雇用動向調査 2. 昭和56年7月1日～31日, 昭和57年1月16日～2月15日 3. 労働省	労働省, 『雇用動向調査報告(昭和56年)』, 昭和57年12月20日, p.22, 第21表
H	1. 単身赴任に関する調査 2. 昭和56年7月～9月 3. 宮崎英子(信州大学)	宮崎英子, 「地域的移動と世帯分離-単身赴任とその生活-」, 『家庭科教育 変動する家族と家族関係』, 7月臨時増刊, 家庭教育社, 昭和58年7月
I	1. 単身赴任に関するアンケート調査 2. 昭和57年3月 3. 読売新聞社婦人部	読売新聞社婦人部編, 『あゝ単身赴任 明日はわが身か』, 昭和57年12月27日, 講談社, pp.99～106
J	1. 明記なし 2. 昭和57年5月 3. NHK大阪放送局教育部	望月嵩, 「生活形態を異にする人々の家庭の問題-単身赴任問題をめぐって-」, 『サイコロジー』, 昭和57年12月, pp.6～10で使用 また, 橋田保正, 「単身赴任-夫と妻の意識」, 工藤・久谷他, 『単身赴任をどうとらえるか』, 財団法人日本生産性本部, 昭和59年12月20日, pp.92～118で使用
K	1. 雇用動向調査(昭和57年上期) 2. 昭和57年7月1日～31日 3. 労働省	労働省, 『昭和57年上期における雇用労働力の移動状況について』, 昭和57年12月21日, p.11, 第21表
L	1. 雇用動向調査 2. 昭和57年7月1日～31日 昭和58年1月16日～2月15日 3. 労働省	労働省, 『雇用動向調査報告(昭和57年)』, 昭和58年11月20日, p.22, 第20表

記号	1. 調査名 2. 調査時期 3. 実施機関(者)	報告書名
M	1. 転勤に関する各種取り扱い実態調査 2. 昭和57年6月1日～7月30日 3. 財団法人労務行政研究所	財団法人労務行政研究所、『労政時報』, 第2615号, 昭和57年9月24日
N	1. 明記なし 2. 昭和57年10月1日～31日 3. 本村汎・磯田朋子	本村汎・磯田朋子, 「単身赴任家族の生活実態」, 『大阪市立大学生生活科学部紀要』, vol.31, 昭和58年
O	1. 筑波研究学園都市における単身赴任者の生活実態に関する調査研究 2. 明記なし(ただし, Uの報告書に「昭和57年秋」とあり. p.54) 3. 大塩俊介・岡元行雄(筑波大学)	大塩俊介・岡元行雄「筑波研究学園都市における単身赴任者の生活実態に関する調査研究-国家公務員宿舎居住者を対象として-」, 筑波大学筑波環境グループ, 『筑波の環境7c』, 昭和58年別冊, pp.19～36
P	1. 単身赴任・出向に関する調査 2. 提出締め切り日4月末日とあり 3. ゼンセン同盟産業政策局	ゼンセン同盟産業政策局, 『単身赴任および出向の実態-単身赴任・出向に関する調査報告』, 昭和58年11月
Q	1. 雇用動向調査(昭和58年上期) 2. 昭和58年7月1日～31日 3. 労働省	労働省, 『昭和58年上期における雇用労働力の移動状況について』, 昭和58年12月20日, p.9, 第17表
R	1. 雇用動向調査 2. 昭和58年7月1日～31日 昭和59年1月16日～2月15日 3. 労働省	「昭和58年における雇用労働力の移動状況-雇用動向調査-」, 『労政時報』, 昭和59年10月号, p.60, 第15表, 昭和59年10月15日, 第一法規出版株式会社
S	1. 明記なし 2. 昭和58年7月10日～9月10日 3. 奥山千穂	奥山千穂, 『単身赴任家庭における家庭問題』, 大正大学社会学部卒業論文
T	1. 勤労者家庭の妻の意識に関するアンケート調査 2. 昭和58年9月1日～30日 3. 労働省婦人少年局	労働省婦人少年局, 『勤労者家庭の妻の意識に関するアンケート調査-結果報告書-』, 昭和59年3月
U	1. 「博チョン100人」アンケート 2. 昭和58年9月～10月 3. 朝日新聞西部本社社会部	朝日新聞西部本社社会部, 『単身赴任』, 昭和59年4月1日, pp.230～238, 朝日新聞社
V	1. 「単身赴任」のメンタル・ヘルス調査 2. 昭和58年 3. 財団法人日本生産性本部メンタル・ヘルス研究室	財団法人日本生産性本部メンタル・ヘルス研究室, 『「単身赴任」のメンタル・ヘルス調査』, 昭和59年6月
W	1. 単身赴任に伴う諸問題アンケート 2. 明記なし 3. NHK社会教養部	『NHK おはようジャーナル 単身赴任に伴う諸問題アンケート』
X	1. 単身赴任に関する企業アンケート 2. 明記なし 3. NHK社会教養部	『NHK おはようジャーナル 単身赴任に関する企業アンケート』
Y	1. 転勤をめぐる各種取り扱いの実態 2. 昭和59年6月5日～8月8日 3. 財団法人労務行政研究所	財団法人労務行政研究所, 『転勤をめぐる各種取り扱いの実態』, 昭和59年9月

記号	1. 調査名 2. 調査時期 3. 実施機関(者)	報告書名
Z	1. 雇用動向調査 2. 昭和59年7月1日～31日, 昭和60年1月16日～2月15日 3. 労働省	「昭和59年における雇用労働力の移動状況について」, 『労働統計調査月報』, No. 440, vol. 37, No. 9, 昭和60年9月, p.23, 第13表
AA	1. 単身赴任に関するアンケート調査 2. 昭和59年9月30日 3. 北海道拓殖銀行調査部	「札幌市における単身赴任の状況」, 『たくぎん調査月報』, No. 395, 昭和60年2月
AB	1. 単身赴任者のライフスタイル調査 2. 昭和59年12月 3. 大正海上火災保険株式会社	大正海上火災保険株式会社, 『単身赴任者のライフスタイル調査』, 昭和60年2月
AC	1. 単身赴任に関する調査 2. 昭和60年1月15日 3. 人事院	「国家公務員の単身赴任等の実態調査結果について」, 『人事院月報』, No. 419, 昭和60年12月
AD	2. 第1次昭和60年2月1日～4月30日 第2次昭和60年5月16日～7月15日 3. 大塩俊介・岡元行雄	大塩俊介(千葉大学)・岡元行雄(名古屋音楽大学), 『単身赴任の実態とその家族関係に及ぼす影響(その1)』, 第58回日本社会学会大会(昭60. 11. 4)で発表
AE	1. 明記なし 2. 明記なし 3. NHK	「ひとり行く企業の防人」, 『月刊NHK サラリーマンライフ』, 3月号, 昭和60年3月, 「単身赴任単身者の生活便利帳」, 『月刊NHK サラリーマンライフ』, 4月号, 昭和60年4月
AF	1. 単身赴任者健康診断単身赴任実態調査 2. 明記なし 3. 明記なし	官庁速報12月19日の転写が, 自治体問題研究所『住民と自治』に掲載, 昭和60年3月
AG	1. 転勤に関する各種取り扱い実態調査 2. 昭和61年6月11日～8月11日 3. 財団法人労務行政研究所	財団法人労務行政研究所『転勤をめぐる各種取り扱いの実態』, 昭和61年9月